

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けで請求人に対してした同法による未支給の休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まではA会社に、また、平成〇年〇月から平成〇年〇月まではB所在のC会社（以下「会社」という。）に所属し、鉄骨工として、粉じんばく露業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「肺がん」と診断され、同年〇月〇日、E病院に転医し「小細胞肺がん」と診断され、平成〇年〇月〇日、F診療所に転医し「肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

被災者は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したが、監督署長の処分前の平成〇年〇月〇日に死亡したため、被災者の妻である請求人が、請求の受付を継いだ上、監督署長に対して、未支給の休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者が本件疾病を発症したことは、当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的意見に照らし妥当なものであると判断する。

(2) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

### (3) 石綿ばく露期間について

被災者は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間、A会社において、鉄骨の加工、組立、取付作業に従事し、また、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間、会社においても同様の作業に従事していた。建設現場ではアスベストが吹き付けられた建物での作業もあり、取付け時等にばく露する作業環境であったと認められることから、認定基準に示された「石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その他附属施設等の補修又は解体作業」に10年以上従事したと認められる。

### (4) 胸膜プラークの所見について

G医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、胸膜プラーク所見について

「無」と述べており、H医師は、同月〇日付け意見書において、胸膜プラーク所見について「無」、石綿ばく露との因果関係について「利用できる範囲内の医証では判断困難」と述べている。

次に、I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「CT画像上で胸膜肥厚は軽度あるがプラークとは確定できず。業務起因による肺がんと関連と判断できない。」と述べており、J医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「D病院のCT画像では胸膜肥厚が一部認められるが、プラークと確定できない。F診療所のCT画像では明らかなプラークが認められない。」と述べている。

さらに、石綿確定診断委員会も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「胸膜プラークの所見を認めない。」「平成〇年〇月〇日以降の画像では、右肺門部に腫瘤影を認め、縦隔リンパ節の転位を認める。明らかな胸膜プラーク及び石綿肺の所見を認めない。」と述べている。

一方、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、胸膜プラーク所見について「有」、石綿肺の所見について「無」、石綿ばく露と死亡との因果関係について「溶接工、鉄工として石綿布との接触で鉄骨を吹き付けられた石綿に触れることによりばく露を受けたと思われる。」と述べている。

(5) 当審査会において、改めて一件記録を精査したところ、G医師、H医師、I医師、J医師及び石綿確定診断委員会の意見は妥当であり、被災者は、原発性肺がんを発症したことは認められるが、石綿肺の所見及び胸膜プラークの所見は認められないものと判断する。

(6) なお、請求人及び再審査請求代理人は、K医師の平成〇年〇月〇日付け被災者の胸膜肥厚斑所見について及びL医院撮影CT画像を提出し、再度、石綿確定診断委員会に意見を求めるよう主張しているが、I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「上記CT画像上で、左肋膜内面に認められる線状陰影も肋間動静脈か肋間筋の可能性が高い。少なくとも胸膜プラークとは診断できない。」と述べており、決定書理由で説示するとおり、当審査会としても、再度、石綿確定診断委員会の意見を求めるまでもないと判断する。

(7) したがって、被災者に発症した本件疾病は、認定基準に定める要件を満たしておらず、業務上の事由によるものではないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした未支給の休業補償給

付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。